

中津市避難行動要支援者避難支援計画

令和2年5月

中 津 市

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の基本方針	1
3	避難支援等の対象	1
4	要支援者名簿の作成	2
5	要支援者名簿に掲載する者の範囲	2
6	要支援者名簿の更新	2
7	支援等関係者への事前の名簿情報の提供	3
8	名簿の平常時からの提供に不同意であった者の名簿情報の提供	3
9	個別計画の作成	3
10	個別計画の更新	4
11	個別計画の管理	4
12	支援体制の構築	4
13	要支援者に配慮した防災訓練の実施	4
14	個人情報保護のための措置	4
15	防災部局と福祉部局の連携	5

○中津市個人情報保護条例（平成15年6月27日中津市条例第28号）－抜粋－

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）－抜粋－

○避難行動要支援者への支援及び個人情報の管理に関する協定（案）

1 計画の目的

この計画は、中津市地域防災計画に定める要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者が国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、実行性のある避難支援等がなされるよう、情報伝達や避難支援等の支援体制の整備を図り、もって地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

なお、この計画の施行に伴い、中津市災害時要援護者避難支援計画（平成21年4月1日施行）は廃止する。

2 計画の基本方針

この計画は、要支援者について避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成することにより、関係する職員、民生委員、自治委員、自主防災組織等、要支援者の避難を支援する者（以下、「支援者等関係者」）との信頼関係を構築し、地域での日常的な声かけによる見守り活動を行うことにより、地域ぐるみの支援体制を確立するとともに、要支援者が自ら地域に溶け込んでいくことができる環境づくりを目指すものとする。

3 避難支援等の対象

（1）要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。

（2）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「要支援者」という。）をいう。

要配慮者、要支援者の関係図

要配慮者

（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）

要支援者

（自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者）

4 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に備え、要支援者の避難支援を行うために、市関係部局間で連携し、あらかじめ要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）を作成する。なお、要支援者名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由（障がい種別等）
- (7) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5 要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する要支援者の対象者の範囲は、次の要介護高齢者、障がい者その他市長が必要と認める者とする。

(1) 要介護高齢者等

介護保険の「要介護3以上の者」で、在宅で生活するもの

(2) 障がい者

ア 身体障がい者

身体障害者障害程度等級表の級別1・2級（総合等級）の者で、在宅で生活するもの、但し、内部障害のみで該当するものは除く

イ 知的障がい者

療育手帳判定基準の障害程度Aの者で、在宅で生活するもの

ウ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の者で、在宅で生活するもの

(3) その他市長が必要と認める者

前2号に準ずる者で、災害時の避難支援を希望する者のうち、市長が必要と認める者

6 要支援者名簿の更新

市は、支援等関係者と連携して、随時、要支援者名簿の追加や修正を行うものと

し、年1回は全ての要支援者名簿の更新を行うものとする。

7 支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

- (1) 市は、同意書により、平常時からあらかじめ、支援者等関係者に名簿情報を提供することについて同意した者の名簿情報を避難支援の実施に必要な限度で支援者等関係者に提供する。
- (2) 市は、名簿の提供に際しては、支援者等関係者が適正な情報管理を図るよう指導する。

8 要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者の名簿情報の提供

- (1) 市は、平常時からの支援者等関係者への名簿情報の提供に同意しなかった者の名簿を作成し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難支援のために名簿情報の提供が特に必要であると市長が認めるときは、必要な限度で、支援者等関係者に名簿情報を提供する。
- (2) 市は、緊急に名簿情報を提供する場合の情報漏洩防止のための必要な措置を講ずるよう努め、支援者等関係者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

9 個別計画の作成

災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するため、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所等に避難させるかを定めておくことが有効である。

このため、支援者等関係者との協働により、個別計画の策定に努める。また、個別計画の策定に当たっては、市は、実際に避難支援に携わる支援者等関係者と要支援者に関する基本的な情報を共有した上で、これら関係者が中心となって、要支援者本人と避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成することを支援する。

- (1) 市は、地域の特性や実情を踏まえ、要支援者と支援者等関係者の具体的な打ち合わせを支援し、個別計画の作成に努める。
- (2) 個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在時の対応などを記載する。
- (3) 平常時から要支援者と支援者等関係者が連携して、避難支援等の具体

的な支援方法について打ち合わせを行うよう努める。

(4) 支援者等関係者に、要支援者と実際に避難支援に携わる支援者の打ち合わせの調整役としてのコーディネーターとしての協力を求める。

(5) 支援者等関係者、特に自主防災組織や自治会に、隣近所で声を掛け合うなど、日頃からのコミュニケーションづくりに心がけるよう求める。

10 個別計画の更新

個別計画は、要支援者が災害時に迅速かつ適切な避難を行うための計画であるため、情報の更新を定期的に行っていくことが重要である。具体的には、個別計画に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新を行う。その外の場合は、支援者等関係者の協力を得て更新に努める。

1.1 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として、支援者等関係者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来たさないように留意する。

1.2 支援体制の構築

市は、支援者等関係者が平常時から要支援者名簿により、地域に住む要支援者を把握し、避難先への搬送方法や避難場所での要支援者の引継ぎ等、支援体制の構築に取り組めるよう支援等関係者に制度を周知し、連絡体制を整備するほか、必要な場合は協定を締結する。

1.3 要支援者に配慮した防災訓練の実施

市は、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行うものとする。

自主防災組織等は、定期的に要支援者参加型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。この場合において、市は、必要な助言・指導を行うものとする。

1.4 個人情報保護のための措置

市は、この計画の実施に当たり、中津市個人情報保護条例（平成15年中津市条例第28号。以下「条例」という。）第7条1項及び第10条第1項に基づき、あらかじめ個人情報を利用する目的を明確にし、適法かつ公正な手段により行う

ものとする。

(1) 個人情報保護に関する指導・啓発

市は、健康状態、病歴、心身の障がい等に関する個人情報が、適正な取扱いを行うべき個人情報の中でも特に配慮を要する情報であり、この計画の実施に当たってはこの情報を取り扱うことに留意し、支援者等関係者がその重要性を十分に認識し、万が一にも取扱いに誤りのないよう、条例第3条第1項に基づき、必要な指導、啓発等を行うものとする。

(2) 個人情報の管理

市は、この計画の実施に伴い、個人情報を取り扱う支者援等関係者に対し、個人情報について条例第12条第1項及び第3項の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底するものとする。

ア この計画に定めた者以外に閲覧させ、又は伝達しないこと。

イ この計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。

ウ 紙媒体により管理すること。(市が管理する場合を除く。)

エ 個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な金庫等に保管すること。

オ 市が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。

カ 市は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報を、市以外の者が保有するものは返納させ、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

1.5 防災部局と福祉部局の連携

市は、防災対応の主たる担い手である総務部と要支援者に関する情報を保有する福祉部に、平常時から連携してこの計画の実施に当たらせ、災害時における要支援者の支援体制確立を図るものとする。

参考資料

中津市個人情報保護条例（平成15年6月27日中津市条例第28号）―抜粋―

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（利用目的による制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を利用する目的（以下、「利用目的」という。）を明確にし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第10条 実施期間は、法令等の規定に基づき、当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときを除き、利用目的以外の目的のための個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用及び提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であって次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

（2）個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（3）専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供するとき。

（4）出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、目的外利用等を行うことにつき公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

（個人情報の適正管理等）

第12条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下、「安全確保措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ速やかに廃棄

し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

第3節 避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村は、当該市町村に居住するよう配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条例及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

② 避難行動支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所または居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

③ 市町村長は第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報をその保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④ 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下

「名簿情報」という。)をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- ② 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法人（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（事項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- ③ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者にたいし、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のためなに必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

避難行動要支援者への支援及び個人情報の管理に関する協定（案）

※支援者に市から避難行動要支援者の個人情報を提供する場合は協定案

中津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時の避難に支援を必要とする避難行動要支援者への支援活動及び個人情報の管理について協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、互いに協力して避難行動要支援者に対して支援活動を行うとともに、支援のために作成された名簿及び資料（以下「名簿等」という。）の管理を適切に行うものとする。

（避難支援活動）

第2条 乙は、甲の発する災害情報をもとに、避難活動支援を行う。ただし、災害時においては、支援を行う者が自己及びその家族の安全を確保したうえで実施するものとする。

（名簿等の管理）

第3条 甲は、平常時及び災害時の避難支援を行うことを目的として、乙に名簿等を提供する。

- 2 乙は、名簿等を避難行動要支援者の支援以外の目的に利用し、また甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠のある保管場所に適切に管理しなければならない。
- 4 乙は、名簿等から知りえた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。要支援者の支援の役割を離れた後も同様とする。
- 5 乙は、甲の承諾を得ないで名簿等を複製してはならない。

（名簿等の返還）

第4条 乙は、支援の役割を終えるなど保有する必要がなくなったときは、速やかに名簿等を甲に返還するものとする。

（事故の発生）

第5条 乙は、名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（協議）

第6条 甲、乙は、この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議し、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 中津市豊田町14番地3
中津市長 奥塚正典
乙 ○○○○
代表者 名